

八王子市母子栄養食品支給実施要綱

平成11年4月1日 施行

改正 平成13年4月1日
平成26年4月1日

平成20年9月1日

第1 趣旨

この要綱は、母体の健康保持及び出産後の乳児の健全育成を図るため、母子保健法（昭和40年法律第141号）第14条の規定に基づき、栄養の摂取に関する援助を必要とする妊産婦及び乳児に対して母子栄養食品（以下「栄養食品」という。）を支給するために必要な事項を定める。

第2 対象者

この要綱により栄養食品の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、八王子市に住所を有する妊産婦又は乳児であつて、かつ、栄養食品の支給を申請する日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者世帯に属する者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 所得税非課税世帯に属する者

2 前項の規定にかかわらず、健康診査等の結果、医師により栄養強化を必要としないと認められた乳児は、対象者としなない。

第3 支給品目

支給する栄養食品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条に規定する調整粉乳若しくは特殊調整粉乳（以下「調整粉乳等」という。）とする。

第4 支給量

栄養食品の支給量は、1人1日当たり牛乳1本（200cc）分の栄養量が確保できる量を目安とし、調整粉乳等の支給量は、1人1日当たり概ね粉乳26gとする。

第5 支給期間

栄養食品の支給を受けることができる期間は、次の各号に掲げる対象者に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 妊婦 市長が母子栄養食品支給申請書（第1号様式（様式略）。以下「申請書」という。）を受理した日の属する月の翌月の初日から開始し、出産した日の属する月の末日までとする。
- (2) 産婦 出産した日の属する月の翌月の初日から3か月間とし、申請書を受理した日の属する月の翌月の初日から開始する。
- (3) 乳児 出生後4か月目の日が属する月の初日から9か月間とし、申請書を受理した日の属する月の翌月の初日から開始する。

第6 支給の申請手続

栄養食品の支給を希望する妊産婦又は乳児の保護者は、母子健康手帳を提示し、申請書に次に掲げる書類（これらに準ずる書類を含む。）を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 第2(1)に該当する者については、生活保護受給証明書
- (2) 第2(2)に該当する者については、市民税非課税証明書
- (3) 第2(3)に該当する者については、所得税非課税世帯であることを証明する書類

(4) 乳児については、健康診査等において、医師が栄養強化を必要とする旨を記載した書類

第7 審査及び決定

市長は、第6の規定による申請があったときは、速やかに申請書を審査し、支給の可否の決定を行い、その結果を母子栄養食品支給決定書（第2号様式（様式略））又は母子栄養食品支給申請却下通知書（第3号様式（様式略））により、申請者に通知するものとする。

第8 受給者の届出義務

栄養食品の支給を受ける者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 妊婦が出産（死産を含む。）又は流産したとき。
- (2) 受給者が住所を変更し、又は居住地を1か月を超えて離れるとき。
- (3) 栄養食品の受給を辞退したとき。

第9 遵守事項

受給者は、支給を受けた栄養食品を他人に譲り渡す等これを不正に使用してはならない。

第10 支給の停止

市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その事由が生じた日から栄養食品の支給を停止するものとする。

- (1) 受給者が死亡したとき。
- (2) 受給者が市外へ転出したとき。
- (3) 支給の申請内容に虚偽があったとき。
- (4) 受給者の不正行為が発覚したとき。
- (5) 受給者が栄養食品の受給を辞退したとき。

第11 支給台帳の記載

市長は、栄養食品の支給の決定、支給の停止等を行った場合は、速やかに、母子栄養食品支給台帳（第4号様式（様式略））に所要事項を記載するものとする。

第12 委任

この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の八王子市母子栄養食品支給実施要綱の規定により支給決定した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。